

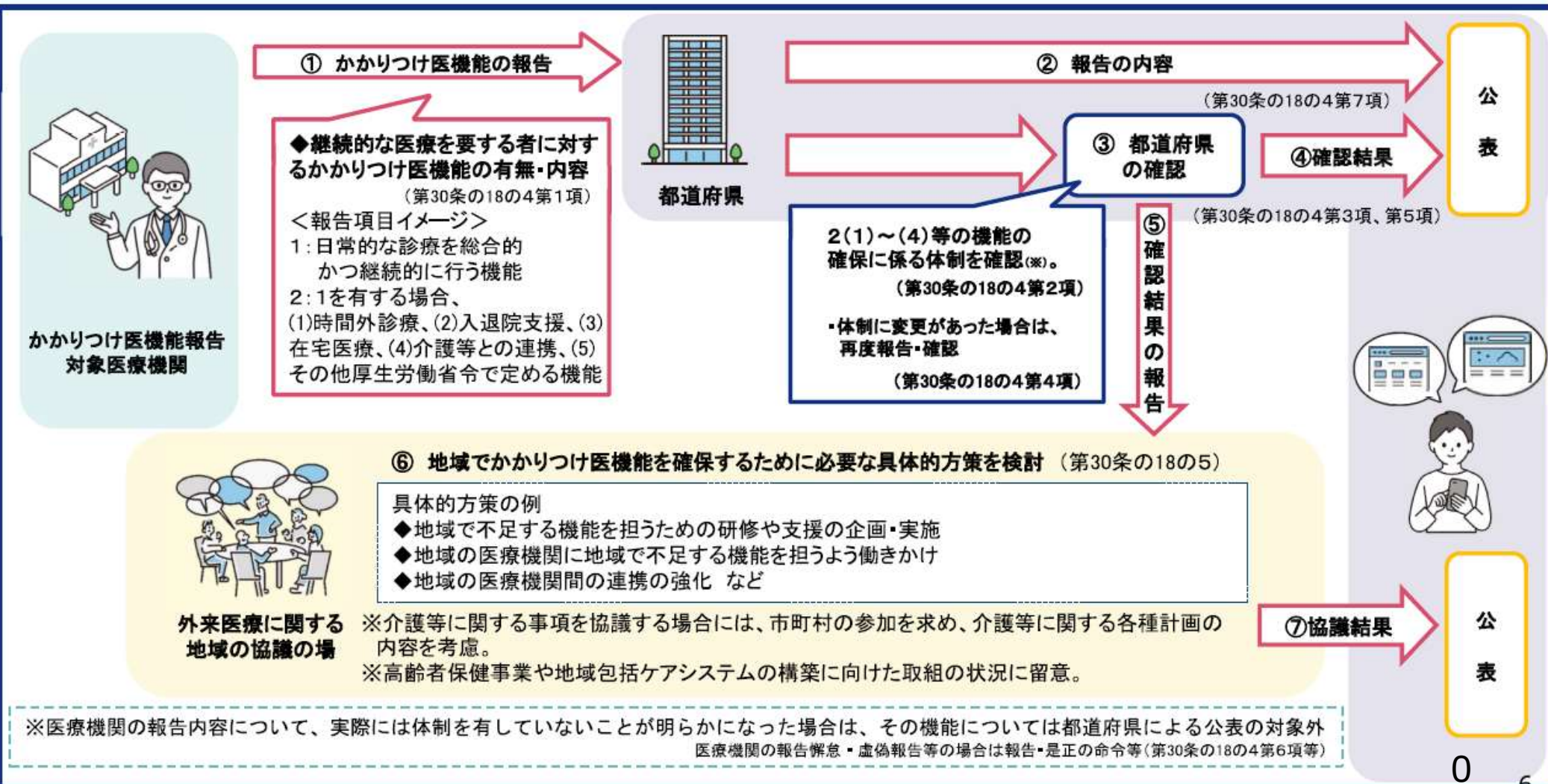
かかりつけ医機能報告の流れ

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料

令和6年10月18日 かかりつけ医機能報告制度に係る第1回自治体向け説明会

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



御坊保健所管内かかりつけ医機能報告制度
G-MIS（医療機関等情報支援システム）報告状況

令和8年3月26日現在

	登録 医療機関数	確認済	報告済	報告中	未報告	計
病院	4	4	0	0	0	4
一般診療所	64	55	1	2	6	64
計	68	59	1	2	6	68
率		86.8%	1.5%	2.9%	8.8%	